

第Ⅴ章 三次元点群測量

Ⅴ－１ 三次元点群測量とは

1. 「三次元点群測量」とは、応用測量等に用いる三次元点群データを作成する作業をいう。
2. 「三次元点群データ」とは、地形を表す三次元の座標データ及びその内容を表す属性データを、計算処理が可能な形態で表現したものをいう。

Ⅴ－２ 地上レーザ点群測量

1. 「地上レーザ点群測量」とは、地上レーザスキャナを用いて地形、地物等を観測し、三次元点群データを作成する作業をいう。
2. 本測量は、作業規程 第４編 第２章 地上レーザ測量 で定める規定に従って行うこと。

Ⅴ－３ UAV写真点群測量

1. 「UAV写真点群測量」とは、UAVにより地形、地物等を撮影し、その数値写真を用いて三次元点群データを作成する作業をいう。
2. UAV写真点群測量は、裸地等の対象物の認識が可能な区域に適用することを標準とする。
3. 本測量は、作業規程 第４編 第３章 UAV写真点群測量 で定める規定に従って行うこと。